

第三章 人見の農業

I 江戸・明治時代

守八郎家に所蔵されている古文書のなかに、太閤検地と思われる天正一九年（一五九一）の田帳がある。それをみると三〇余人の百姓の名前が連記されている。

その人見村は、海岸線に平行して東西に走る通称獅子山をはさんで、内陸部の人見本ムラと海に面した神門からなっていた。しかし、徳川幕府時代になってその支配は北組と南組に分割された。現存する資料が乏しいため南・北両組に関する確かなことはわからないが、人見村の主力は北組であったと思われる。

『近世日本漁村史の研究』によると、人見村北組の農家戸数は、正保二年（一六四五）三二戸であったものが、享保四年（一七一九）には九六戸と増え、その後は文化六年（一八〇九）九五戸、文政七年（一八二四）九三戸とほぼ定着している。

この人見村の農業について、青蓮寺の境内にある「人見水利組合解散記念碑」には「人見の農業は昔から天水を頼りに行われ来りしも、日照りの年は稲の植付けは出来ず、米作りを断念せざるを得ず……（後略）」と記してある。つまり、小糸川の流域で営まれた農業であったにもかかわらず、その条件はかなり厳しかったことが伺える。その理由



堰下水利組合解散記念碑＝青蓮寺

は、人見村の地形が台地性で、小糸川の河床が低いという構造的なものであったようだ。水車による取水はすでに徳川時代からあった。しかし、規模の小さなもので、共同施設としての水車が使用されるようになったのは明治に入ってからである。この水車についてはさらに後述するとして、各種資料や参考文献による人見村の農業について述べてみよう。

近江屋甚兵衛の熱心な勧めを受入れ、小糸川河口で海苔養殖に成功したのは文政四年（一八二一）である。当時の一戸平均の耕地面積は、比較的有規模の大きい家々からなる北組でさえも、せいぜい四反六〇七畝で、しかも全耕地の七〇%余りが畑であった。大豆が主要な商品作物で、主として大堀や坂田の醤油醸造家に販売していた以外は、ほとんど自給のためのものであった。

水田といっても揚水技術の未発達な当時では、その大部分がいわゆる天水田という不安定な用水条件に制約され、生産性も低かった。したがって農業だけで生計を維持する家庭は、全般的に生活が苦しかったものと推察される。

近世における人見村の各家々の耕地所有状況を北組の例で見ると、海苔養殖をはじめた当時、所有耕地五反未満の家は全体の七七%を占めている。すなわち零細農家が圧倒的に多かったことになる。これに比べて一町以上の耕地所有者は約一〇%で、土地を所有する階層の分化が進んでいることがわかる。

この分化の経過を、正保二年から明治六年までのおよそ二三〇年間をたどってみると、一町以上層の割合が年々減少し、逆に一反未満の小規模農家が増加しているのが眼につく。また、五〇反層は正保二年以降、しだいに増加する傾向を示し、一〇反層は

神門を含む人見村北組所有耕地規模別農家戸数の推移（単位：戸）

	正保2年 (1645)	享保4年 (1719)	文化6年 (1809)	文政7年 (1824)	明治6年 (1873)
1反未満	0	23	24	27	38
1～3反	7	32	35	29	33
3～5反	8	18	16	16	17
5～7反	2	6	6	5	8
7～10反	4	6	5	8	9
1町以上	11	11	9	8	6
計	32	96	95	93	111

註 各年次とも守八郎家所蔵文書「田畑名寄帳」による。

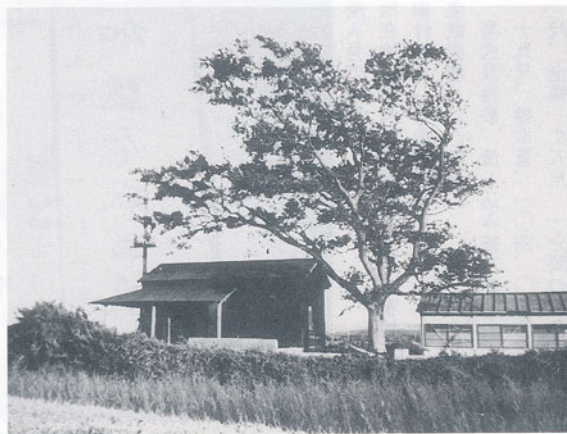
むしろ漸減している。すなわち、人見村の耕地所有階層の動きは、五反層を軸にして両極への分化がみられるが、とくに零細層が多くなっているのがめだっている。

こうした傾向は幕末期から明治初期にかけても同様の傾向を示している。そのうち明治七年の数字は、南北両組の総戸数と思われるが、慶応二年（一八六六）に比較して無石高が大幅に増えているのが特徴的である。このなかには、明治維新以後に帰農した旧武士層が含まれていることを注目したい。

耕地所有規模の零細化の原因には、零細農家における分家や移住家の増加が大きく影響しているとみられる。そのほかに川欠かわかけとか波欠なみかけによる耕地の被害もあったようだ。また、地主による土地の買収も無視できない。この土地の買収は人見村地主にもみられたが、隣村の大堀・坂田の醤油醸造業をはじめ、近隣の商人の手中に移動するものも少なくなかった。なお、明治六年の人見本ムラの耕地面積は、水田一一町一反一畝一二歩、畑二七町一反四畝二〇歩で、やはり畑が圧倒的に多い。

このように見てくると、人見村の農業はけっして恵まれた条件とはいえ、早魃期には米作を大豆作に転換したという記録が残っている。しかし、この耕作も灌漑用かんがいの水車が普及してから一変することになる。水車の利用は寛政年間にすでにあつたらしく、名主八郎右衛門つまり現在の守八郎家に水車に関する古文書が残っている。「水車掛日限すいしゃがかりひぎん議定書」というもので、寛政四年（一七九二）四月二十九日の日付がある。

『人見水利組合解散記念碑』の碑文によると、「有志一六名は地区を流れる小糸川の水源利用に着目、明治二七年、堰下三六三番地先に水車を新設せり。土俵を使用しての堰止め等、骨身を削る労苦だったと言われる。永い間水に恵まれぬ耕地も次第に潤いを



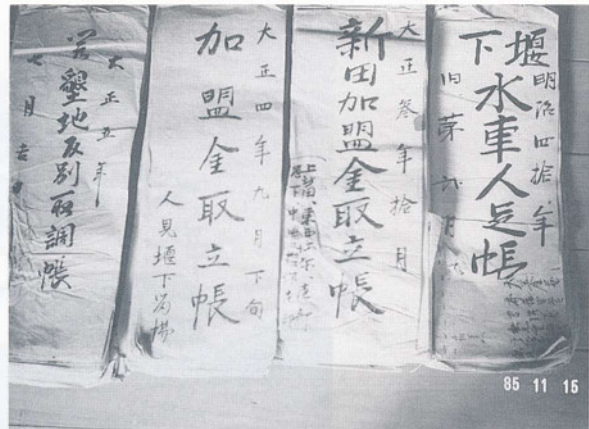
人見堰下揚水場

増し、開発整備の促進と共に水路新設、暗渠排水も逐次完成され、立派な水田を見るに至る。時に耕地面積二八町歩、農家戸数六六戸なり。(中略) 明治四三年、水車老朽に依り、再調水面より陸地まで一九尺、全径一九尺、全幅一五尺、一分間回転数五回、揚水機使用日数年間約九〇日、新調総額一〇八〇円也。以来、七〇年の間、明治、大正とその実績を積み重ね来りしも、大正一二年、関東大震災により水車は全面的な被害を受け、使用不能となり、当時、役員は必死の運動を続けた結果、ついに国及び県の補助金を獲得、翌一三年、石油発動機の取付に成功する。このことにより堰下耕地整理組合として正式組合団体として発足する。昭和二年、電力モーターに変わり、さらに四二年、最新式モーターに切替え……(後略)」とある。つまり、小糸川表流水の取水が容易になつてからは、人見村の農業も一変したことが理解できる。

II 大正期と大震災

明治末期から大正時代にかけては小糸川流域の開発が盛んに行なわれ、畑から水田への切替え、山林・原野の開墾など活発に実施された。このため水田が大幅に増え、さらに収益性の高い作物の栽培が行なわれた。

ちなみに明治三九年の人見村の水田は二一町七畝三二歩で、明治六年と比較すると約倍増している。明治四四年には人見信用組合がスタートし、大正四年には水車が「藤原式」に改良されたことも影響したのか、水田は二六町五反五畝一八歩に、大正七年には二八町二反八畝に拡大している。行動的で努力家だった人見村の人たちの気質を知ること



水車費用取立帳、他

●人見の水車

所在地、周西村人見堰下三六三番地先
掘付年月、明治四三年三月
灌漑面積、二八町歩

・型式及台数、流し込み揚水車一台。突揚程、十九尺、揚水量、一〇四、〇〇〇。全径十九尺、全幅一丈五尺、一分間の回転数五回。製作所、所在地

・機械費 一、五〇〇円。土地、建築費 三〇〇円、水路工事費 一〇〇〇円、その他 四〇〇円 総額一、九四〇円

外に人見下新田六二三番地先(明治四十二年五月掘付)

とができる。おそらくこの時期、村は活気に溢れていたことであろう。

だが、その活気も大正一二年九月一日の関東大震災で萎縮することになる。

地割れ、隆起、陥没といった被害が与えた田畑への影響は大きく、とうてい個人の力では復旧が困難で、既設・新設の耕地整理組合がこぞって低利の資金を借用し、復旧工事に充当している。『君津郡誌』によると、このときの人見耕地整理組合の借入金は五一七六万五、二〇〇円、さらに二間塚耕地整理組合と共同で三万円を借入している。おそらくこの三万円は川向ここの田畑復旧に充当したものであろう。

それにしても当時の金で五、〇〇〇万円を越える借入金は大きい。君津郡内では神納村外二大字耕地整理組合の六万四、八〇〇円がこれにつぐが、これからみても人見村の被害がいかに大きかったか推察できる。なお大正一三年、人見耕地整理組合は、堰下耕地整理組合（人見地区）と馬込耕地整理組合（神門地区）に分離している。堰下工区の水田は三〇町五反七畝九歩、馬込工区一九町七反一畝二一歩で、それぞれ大改良工事を実施しているが、このとき水車も待望の発動機、ポンプに切り替えられている。

このように関東大震災は、人見村に大打撃を与えた。しかし、その後の改良工事は人見村の農業の基盤を支えることになり、半農半漁の形を安定させていくことにもなったのである。

Ⅲ 昭和前期

昭和に入って特記すべき作物として「そら豆」の栽培がある。畑や水田の裏作として

◆藤原式水車設置に関する契約

藤原式水車設置に関する契約書が残っている。それによると工事を請負ったのは、吉野村八田沼の土工・石井幸吉である。費用は全部で一、二三五円四八銭六厘、その内訳は次のとおりである。

- ▼水車一両請渡代 八五〇円
- ▼木口代 一〇〇円四銭九厘
- ▼人足（三八四二人分）代 九六六五銭
- ▼大工手間代 四〇〇三三〇銭
- ▼土工請渡代 三六四〇〇銭
- ▼伝馬船一艘代 三〇〇円
- ▼桶八本代 二一六〇銭
- ▼亜鉛鉄板（九枚）代 八八三七銭
- ▼釘、針金代 七三三五銭二厘
- ▼炭（二俵）代 三二銭
- ▼その他 一四五五九銭四厘

脚光をあび、その収益は大いに家計を潤おした。一般に「そら豆」は連作がきかないとされていたが、稲作との交互の生産ということ、温暖な気候に恵まれて、君津地方では連作が可能であった。ともあれ、春に咲く白紫の美しい花と、独特の甘い香りは格別で、一つの風物詩ともいえた。出荷時の五月には、昔は舟で出荷されたが、鉄道が敷設されてからは「そら豆専用列車」が運行され、どの農家も繁忙をきわめた。なお大相撲の春場所はマス席の酒のつまみに「そら豆」が出され、現在もその習慣は残っている。その「そら豆」の主な供給地であったことを付言しておこう。

一方、水田の拡大とともに米作りも活発であった。主な肥料としては、魚肥（ミガキニシン）、大豆粕、油かす、有機質の肥料などが豊富に使用された。すくすくと生育した稲はやがて穂を出し、それが黄金色になると、初秋の風が吹きはじめ、収穫期を迎えることになる。そのころになると農産物検査所から検査官が派遣され、庭先検査と称される米の等級決めが行なわれた。すなわち、標準米と比較して一等米、二等米、三等米、四等米、等外米といった米の格付けが行なわれるわけで、その等級によって値段も上下した。当時の米の値段は変動制であった。

この時代の大きな特色としては、前述した大堀・坂田の醤油醸造業をはじめ、近隣の商人の手に渡った水田や畑の買い戻しが農民によって行なわれたことであろう。特に農業と海苔・漁業の兼業者あるいは職人兼農漁業者などにその傾向が強く、海苔・漁業など海産物関係の収益がよかったことを物語っている。

だが、昭和八年の満州事変、昭和一二年の支那事変勃発に伴って、わが国はしだいに戦時色を濃厚にし、昭和一三年四月には国家総動員法が発令される。拡大する戦局のな



農繁期には託児所が設立され、多くの子供が預けられた



11 耕地整理組合の主導で行なわれた集団苗代



集団苗代のための耕地整理をする人見地区の人たち

かでとられたこの国家総動員法は、国民登録制度の施行をはじめ、警防団の創設、国民徴用令の実施、さらには従業員雇入れ制限令、工場就業時間制限令などを主な内容としたもので、若者をはじめ働き手である男たちが、つぎからつぎに戦場や軍需産業へかり出された。このため農村はしだいに人手不足となり、昭和一四年に設立された農事実行組合も、いわばこの臨戦下の応急の対策といえることができよう。

一方、一四年一月には、食料不足に対応するため「米穀の配給統制に関する応急措置令」が公布され、さらに翌年一〇月には「米穀管理規則」が発令された。いわゆる市町村別供出割当てを意味するもので、供出制度のはじまりである。昭和一六年五月、人見にも農事実行組合によって農業倉庫が設置され、農作物の集出荷ならびに検査、講習会等に使用された。



戦時体制下、力と心を合わせて行なわれた勤労奉仕



季節保育所および国民学校勤労奉仕

さらに、統制による食料の管理は麦類にもおよび、一六年九月には「麦類配給統制規則」が公布された。そして、昭和一六年一二月には太平洋戦争が勃発し、食糧統制管理をいちだんと強化する目的で、一七年二月、「食糧管理法」が施行された。

以後、わが国は戦局の逼迫とともに、すべてに軍事が優先し、国民生活に必要な物資も日ましに欠乏した。農作物にとって不可欠の肥料も不足をきたし、農作物の収穫も減少の一途をたどった。昭和一八年に耕地整理組合の主導によって実施された集団苗代もこうした苦境を切り抜けるための画期的な方法であったといえよう。さまざまな制約と拘束のなかで、農民もまた血のにじむ努力をした時代である。

だが戦局は利あらず、太平洋戦争末期の昭和一九年ごろは、「油の一滴、血の一滴」といわれるほど切迫した状態となった。したがって、揚水に必要とする原動機の燃料さえ切符制に代わり、農民はますます困窮していった。ちなみに昭和一九年の人見の水田は三六町有余歩であった。

なお、一九年二月には君津町信販購利組合と町農会が統合され、君津町農業会が発足している。

IV 農地改革と戦後の農業

(1) 農地改革

昭和二〇年八月一五日、日本はポツダム宣言を受諾し、無条件降伏という形で太平洋戦争は終わりを告げた。そして、日本は連合国軍の占領下に置かれることになり、連合

◆集団苗代

それまで各農家が分散して作っていた苗代を合理化して集団で作る方法。

つまり、労力を集約化して効率的な苗代作りを実施しようというもので、揚水のロスや育苗期の病虫害の共同防除などに成果をあげた。

用地としては字池田、つまり現在の周西幼稚園ならびに池田東・西公園がその位置となる。水田一町五反八畝を耕地整理し、各戸の所有反別に応じて配分された。

また、集団苗代の造成に当たって、その水田を所有する人へ代替地を与える必要があり、町に交渉して左記のように原野の譲渡を受けている。

【土地売渡証】

君津郡君津町大字人見字上新田参百九拾七番ノ巻

一、原野 八反式畝拾老歩

此代金 八百式拾参圓六拾六銭

昭和拾九年五月老日

君津郡君津町

売渡人 君津町長 保坂亀次郎[㊦]

君津郡君津町人見九百式番地

人見耕地整理組合

国軍司令部（GHQ）が置かれた。同司令部のマッカーサー総司令官は、日本の政治・経済・文化のすべてにわたって次々と改革を指令し、実施に移した。すなわち、基本的人権の確保、婦人参政権の付与、学制の改革、財閥解体などがあげられるが、農業においては農業の民主化、つまり農地解放を推進した。

GHQが昭和二〇年一二月に指令した「農地改革についての覚書」は、数世紀にわたる封建的な圧制の下に、日本の農民を奴隷化してきた経済的な足かせをはずすために、耕作農民の利益を保証するような処置を指令するものであった。同覚書は次の五項目を指摘している。

- 一、極端な零細農民形態
- 二、小作人にきわめて不利な小作制度
- 三、農村の負債が重く、農業資金の利率が高い
- 四、政府の財政政策が農業を犠牲にし商工業に有利
- 五、政府の農業統制が農民の利益を無視している

そして、「このような農村の基本的な禍根が根絶されない間は、日本の農民の解放ははじめられないだろう」と述べ、最後に、昭和二十一年三月一五日までに次の項目を内容とする農地改革の具体案の提出を要求したのである。

- 一、不在地主から耕作者に対する土地所有権の移転
- 二、耕作しない所有者から農地を適正価格で買い取る制度
- 三、小作人の収入に相応した年賦償還による小作人の農地買取制
- 四、自作農になった小作人が、ふたたび小作人に逆もどりしないための具体的な措置

この指令に基づく農地調整法が昭和二〇年一月一八日に成立した。その内容としては、不在地主の全小作地と在村地主の五町歩をこえる小作地を解放して、五年以内にこれらの解放地について自作農の創設を行なうほか、小作料の金納化、耕作権の安定化、農地委員会の民主的な改組など、いわゆる第一次農地改革といわれるのがこれである。

しかし、この内容はGHQの承認を得ることができず、小作料の金納化と農地価格が決定されただけで、他は実施されなかった。このため、GHQは新しい農地改革を作成し、日本政府に勧告した。

政府はこの勧告にしたがって、二二年九月、「自作農創設特別措置法」および「農地調整法改正法」を国会に上程、同年一〇月、可決成立した。これが第二次農地改革といわれるもので、その内容は次のとおりである。

一、不在地主の全小作地、在村地主の平均一町歩（在村不耕作地主九段）をこえる小作地（北海道は四町歩）および自作地の平均三町歩（北海道は一二町歩）をこえる部分を解放する。

二、解放地は国が買いあげ、売り渡しを行なう。この場合の買いあげ価格は、田は賃貸価格の四〇倍（標準田で七六〇円）、畑は四八倍（標準畑で四五〇円）とされた。

一方、売渡しについては、一部を現金一時払いとし、残りは年賦払い（二四年賦、年利三分二厘）とされた。

こうして解放された全国の農地面積は一七四万二、〇〇〇町歩にのぼった。これによって、昭和一六年に全国農地の四六・二%を占めた小作地は、二四年には一三・一%まで減少し、全国で二〇〇万戸以上の新しい自作農民が生まれた。

君津町では、昭和二十二年一〇月二日から二十四年一〇月二日まで、八回にわたって小作地の買収が行なわれた。地区ごとの買収件数および買収面積は左記のとおりである。
 人見は君津地区に含まれる。

	買収件数	買収面積	売渡し件数
君津地区	四三五件	一六七町八段	一、一六九件
周南地区	二〇五件	八八町一段	五四二件
貞元地区	二六一件	一二三町二段	七五〇件

(売渡し面積は買収面積と同じ君津町誌より)

農地改革に当たって、昭和二十二年一二月、君津町農地委員会(第一期)が設置された。農地委員に人見から守治郎助、また第二期の委員には守彰三、三浦卯吉が選ばれている。

一方、戦後の農業民主化は、当然のことながら農民団体の民主化にもおよび、二十二年一二月一五日、農業協同組合法が施行された。これは農地解放で誕生した自営農民の自主的な組織として生まれたもので、共同購入、共同販売など生産・販売面で協同するとともに、農民の経済的地位の向上を図るといのが立法の精神であった。戦時中の昭和一八年三月、農業団体法が公布され、かつての農会系統のものと産業組合系統のものが合体して農業会が生まれたが、その農業会を発展的に解消し、昭和二十三年二月、君津町農業協同組合が設立された。

(2) 戦後の農業

太平洋戦争によってわが国の経済や産業は極度に疲弊し、急迫する戦局のなかで国民がもっとも難渋したのは食料の不足であった。都会の人たちは農村に買出しに出かけ、



区画整理前の人見地区の田園

衣類や貴重品を食料と交換した。といって農村もそれほど潤沢に食料があったわけではない。大根やサツマ芋の入ったご飯はまだよい方で、戦争末期にはにんじんや大根の葉を入れた雑炊を食べたものである。それも米粒は数えるほどで、碗に箸をたてるとたちまちに倒れるほど汁分の多い雑炊だった。栄養失調になる子供も多く、まさに飢餓状態であったといえよう。

こうした食料不足は、戦争が終わってもしばらく続いた。敗戦の荒廃と混乱のなかで闇商売が横行し、国民は食料の確保に苦勞した。こうしたなかで、二一年五月には飯米獲得人民大会（食糧メーデー）が開かれ、代表が吉田首相官邸に坐りこんで食糧対策を訴える一幕もあった。そこで政府は二一年六月、社会秩序保持に関する声明や食糧危機突破対策要領を発表し、「食糧緊急措置法」を公布した。これに伴って各市町村に食糧調整委員会が設置され、生産者に対する各種の供出施策が講じられた。法律による処罰も辞さないほど厳しい施策であった。そしてさらに、二三年八月にはマッカーサーの指令で「食糧確保臨時措置法」による農業調整委員会が創設されている。

この委員会は、食糧の供給確保を主な目的として、生産計画（事前割当）の指示から、公平をきいた生産者負担の供出など、いわば行政機関の役割を果たすことになる。だが、皮肉にも二三年は、アイオン台風の襲来や秋ウシカの発生によって米の収穫は大被害を受けた。したがって、関係機関による被害調査が実施され、それに基づいた供出量の割当てが行なわれた。

戦後のこのころ、この供出量の割当ては、各農家にとってもきわめて難儀なことであった。基本的にはあらかじめ査定された田畑の地力等級によって、各農家ごとの供出量

戦後食糧不足時の主要作物栽培状況

1. 昭和21年度米作り農家

組合名	班数	戸数	人口	作付反別
人見	6	66	359人	326反
神門	12	67	397	248

2. 昭和22年米、麦、甘藷作り

組合名	米 作 り			麦 作			甘 藷			馬 鈴 薯		
	戸数	人口	作付反別	戸数	人口	作付反別	戸数	人口	作付反別	戸数	人口	作付反別
人見	73戸	477人	327反	71戸	457人	108反	65戸	457人	56反	71戸	457人	7反
神門	78	555	258	71	524	100	73	460	68	131	460	2

(イ) 稲の早生・中生・晩生・うるち・もち別作り

組合名	早・中・晩別				うるち・もち別	
	早生	中生	晩生	計	うるち	もち
人見	733畝	2,346畝	192畝	3,271畝	3,020畝	251畝
神門	648	1,905	26	2,579	2,352	227

(ロ) 麦類の畑および水田裏作反別

組合名	大 麦			裸 麦			小 麦			計		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
人見	2反	27反	29反	6反	41反	47反	8反	24反	32反	16反	92反	108反
神門	—	31	31	—	50	50	—	19	19	—	100	100

が各町内ごとに算出されるが、微妙な調整を必要とすることが多かった。人見では役員
の自宅や公会堂に関係者が集合して討議したのだが、問題が個人の利害に直接かわ
るだけに難航することもあり、調整は払暁におよぶこともあった。だが、生産者自体が
困窮し混乱している世相のなかでは、それほど成果をあげることができなかった。

事態を重視したGHQは、二四年二月、全国各市町村長へマッカーサー指令を出した。
千葉県では同月二七日、各市町村長が千葉市院内小学校に招集され、第八軍政部長官シ
ュバード中將からの指令が通達された。その通達に当たったのは千葉軍政部司令官ヘス
ター中佐で、その内容を要約すると次のとおりである。

「日本は今、戦争に負け、深刻な食糧不足に悩んでいる。したがってアメリカが諸物
資を放出して救済に当たっているが、それにも限界がある。日本の同胞が苦しんでいる
今日、君たちはこれを救済する義務があり、よって三月一〇日の日没までに、各市町村
長はその責任において供米を完了してほしい。以上は占領軍命令である。もし、その責
任が果たせない市町村には、いっさい米の配給は行なわないことを通告する。」

これを受けて、ときの千葉県知事・川口為之助は、「生産農家に告ぐ」として、三月
六日、次のような諭告を行なった。

「今や半日の躊躇も許さず、一夜の安逸も認められない。生産農家はすべての困難を
排し、あらゆる事情を乗り越え、すみやかに供出を完了することを強く要請する。供出
期限の三月一〇日を過ぎれば、ただそれだけで懲役もしくは罰金の処分を受けることにな
らう。重ねてこのことを警告する。」

占領政策のいささか強引とも思われる通告と知事の苦渋にみちた諭告だが、それほど

(ハ) 甘藷の品種別反別

組合名	品 種 別			
	農林一号	沖縄百号	太白	計
人見	91畝	372畝	98畝	561畝
神門	112	422	150	684

3. 昭和23年米・麦・甘藷・馬鈴薯作り

組合名	水 稲			水稲うるち、もち別		陸 稲		麦 類		甘 藷		馬鈴薯		
	戸数	水稲	陸稲	計	うるち	もち	うるち	もち	戸数	反別	戸数	反別	戸数	反別
人見	71	3,104畝	2畝	3,106畝	2,808畝	296畝	-	2畝	65	856畝	67	481畝	64	61畝
神門	78	2,495	3	2,498	2,203	292	-	3	76	796	77	585	58	18

4. 昭和24年産米穀供出状況

組合名	供出割当	供出実績	付記	
人見	399俵100合	399俵100合	君津町全部で	割当12,209俵300合 実績12,226俵162合
神門	178 300	178 300		

わが国の食糧事情が逼迫していたことも事実である。

しかし、こうした苦勞も戦後の目ざましい復興でしだいに解消し、二五年八月には肥料統制および農地価格統制解除などが公布された。つづいて三〇年からは「産米事前売渡申込制度」、つまり生産者側に主体性をもたせた供出制度に変わり、四五年からは米の生産過剰に対応した生産調整金交付制度が実施されることになる。

人見では、四二年から土地改良事業に着手し、小糸川沿岸の耕地約四六ヘクタールがその対象となったのである。

(3) 人見農芸組合

昭和三六年の漁業権譲渡に伴う転業対策の一環として、人見では有志による苺栽培が計画された。町役場の産業課や農協を訪問し、いろいろのアドバイスや指導を受けたが、特に農協の勝誠次郎の熱心かつ適切な指導は、関係者に勇氣と希望を与えるものであった。準備段階の勉強の一つとしてまず行なわれたのが先進地の視察であった。近在の小糸、法木作、袖ヶ浦の川間尻をはじめ、遠くは房州の三芳・神戸村、富山町、岩井、館野まで出かけ、熱心な研修が行なわれた。当時、房州までの国道はまだ車の交通が少なく、二〇数名がスクーターや五〇ccバイクで団塊となって南下するのはやや異様だったらしく、途中、白バイに咎められて尋問されるといったエピソードもあった。

また、研修の現地で初めてみるハウスやトンネル栽培に興味を示したり、鶏卵ほどもある苺に驚いたり、不安と期待が交錯する毎日であった。

こうした試行錯誤をくりかえし有志二五名による「人見農芸組合」設立の相談が人見公会堂で行なわれたのは昭和三九年六月。この日、組合長に守清次郎、副組合長に高橋

5. 昭和25年産米穀生産ならびに供出計画

組合名	稲作付			雑穀作付			供出農家			供出割当数量
	供出農家作付	供出しない農家作付	計	供出農家作付	供出しない農家作付	計	生産高	人口	保有量	
人見	2,612畝	514畝	3,126畝	177畝	26畝	203畝	551石173合 (1,378俵)	357人	163石660合 (409俵)	387石513合 (969俵)
神門	1,618畝	1,126畝	2,744畝	157畝	73畝	230畝	299石530合 (749俵)	192人	88石640合 (222俵)	210石890合 (527俵)

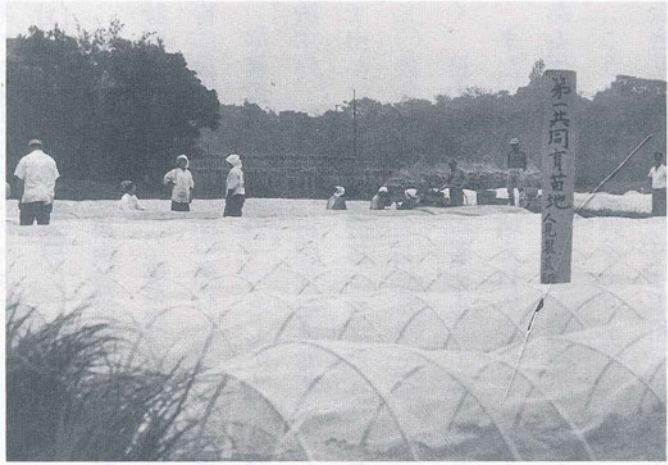
付記

当時作られた主なる品種

1. 稲……………早生銀坊主・ぎんまさり・千葉旭・農林8号
 中生銀坊主・愛知旭・京都神力・千本旭
 赤もち・旭もち・黄金もち等
2. 麦……………坊主1号・関取2号・農林9号・農林26号・鬼はだか等
3. 甘藷…………農林1号・沖繩100号・太白等
4. 馬鈴薯………だんしゃく、その他

敏男、会計に守久治が互選され、同年七月八日、設立総会が行なわれ、組合は正式にスタートした。そしてその後、組合員は三七名までふくれあがった。

当初、栽培に当たっては、苺の親株を小糸行馬に交代で貰いに行き、共同育苗地で繁殖させる作業から始まった。それもトラックがないことから耕運機で運搬するという苦肉の策がとられたものである。育てられた新芽はランナーと呼ばれ、これを仮植えして、さらに田畑へ定植するという手順がとられた。



いちごの共同育苗



いちごのトンネル栽培

必要な資材の一つに「竹ヒゴ」が用いられたが、材料の孟宗竹は、青蓮寺の裏山あるいは周南の尾車から買い求めたものが使用された。それも自分たちで伐採する方法をとったため、残暑の厳しい竹林のなかの作業は、蚊の攻撃を受けることもあって、なかなか苦勞したものである。

また、苺の栽培に不可欠の用水は地下水を利用したが、最初は灌水の技術が悪く、悪戦苦闘したものである。そのほか苺の栽培には多くの手間を要した。たとえばマルチング敷き、ビニールかけ、下葉かき、冬の霜除けの蒺こかけ、病害虫予防など、まさに丹精込めるといふ言葉のとおり栽培には手間がかかった。それだけに春の収穫期の喜びはひとしおであった。

人見の苺作面積は三町一反。一戸当たりの平均耕作面積は、約八畝であった。栽培の方法は、それぞれ個人の選択によったが、トンネル栽培の方式をとったのが三一名、ハウス栽培方式を採った人が六名。苺の品種はいずれも「ダナー」であった。

収穫された苺は、主に東京へ出荷されたが、一反の収穫高は平均で約三〇万円。当時は六〇キログラムの玄米一俵の値段が八千円で、一反から約八俵しかとれなかったことをみても、かなりよい収入であったといえることができる。人見の苺は東京の市場でも非常に評判がよかった。また、県主催の苺共進会でも上位に入賞する組合員が輩出した。なお、苺の収穫後、プリンスメロンやにんじくの栽培をする人もいた。

人見のこうした活躍は、転業者の華麗な転身としてNHKで全国放送をされたこともあり、新聞等でも数多く報道された。しかし、昭和四五年の大水害、耕地整理工事の施行などによって、四八年六月、解散式が行なわれた。



人見農芸組合の解散式＝昭和48年6月